

第4節 母子・父子福祉

母子家庭、寡婦及び父子家庭の身上相談に応じ、その自立に必要な相談援助を行っており、平成23年度受理した相談は、母子相談が5件、父子相談が0件である。(表2)

表1 母子・父子世帯数

平成19年8月1日現在

区分	全世帯数A	母子世帯B	父子世帯C	B/A(%)	C/A(%)
小松市	37,007	1,107	213	3.0	0.6
加賀市	26,398	769	77	2.9	0.3
能美市	15,498	303	59	2.0	0.4
川北町	1,672	33	4	2.0	0.2
計	80,575	2,212	353	2.7	0.4
県計	434,162	10,680	1,899	2.5	0.4

表2 母子・父子家庭相談の取扱件数

平成23年度 (単位:件)

区分	生活一般	児童	生活援護	その他	計
母子	—	—	5	—	5
父子	—	—	—	—	—
計	—	—	5	—	5

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである。

第5節 民生児童委員等

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の委託を受け、児童福祉法の規定により児童委員も兼任し、社会奉仕の精神をもって、個別援助と地域住民の福祉増進のため広範な活動を行っている。

また、身体障害者相談員、知的障害者相談員については身体障害者福祉法などに基づき県が委嘱配置していたが、平成24年4月に市町へ移管された。(表1)

表1 民生児童委員、身体・知的障害者相談員数の状況

平成23年度 (単位:件)

区分	民生児童委員	主任児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
川北町	15	2	1	1
管内計	15	2	1	1
小松市	216	34	15	4
加賀市	178	19	14	4
能美市	82	9	6	3
県計	1,737	205	110	45

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである